



前回（第1回）検討委員会での主な意見と その対応について

前回(第1回)検討委員会での主な意見等①

一時滞在施設の柔軟な運用に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
1	広域的な対応が必要となる場合に、どこが対応に関する判断主体となるかについて、今後議論を行うべきではないか	一時滞在施設の柔軟な運用についてガイドラインに追記。
2	東日本大震災以降、避難所では帰宅困難者を受け入れないよう話が進んできたが、災害の規模や状況によっては、帰宅困難者を受け入れることも検討してもよいのではないか。	

新たな要因(インバウンドや休日)を含めた帰宅困難者対策に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
3	鎌倉市ほどの規模ではない市町村において、鎌倉市と同様の対応がすぐにできるかというと、相当難しいだろう。一大観光地を抱え、普段からインバウンドの対応をしているからこそできた面もある。鎌倉市の対応を参考に、各自治体が『すぐにできそうなこと』と『すぐには難しそうなこと』を自ら整理できるような提示をしてみてはどうか	訪日外国人を含めた休日の帰宅困難者数の被害想定踏まえ、継続検討課題として検討。
4	帰宅困難者の発生事例は、暑さ・寒さなどの気象条件や休日・平日、時間帯などの発生状況等のパターンが多いため、小さい事例でも教訓を積み上げることが重要。	

用語の整理に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
5	一時滞在施設が開設されるまでには時間がかかることが多く、一時待機場所の存在が知られていないため、開設までオープンスペース等にたくさん人が集まった。その一因としては、一時待機場所の名称が行政によって異なることが考えられる。	広場等への誘導についてガイドラインに追記。
6	自治体の規模によって状況が異なるが、「帰宅困難者」や「一時滞在施設」、「一時待機施設」といった用語の定義などをガイドラインで示すことが重要ではないか。	各用語の定義をガイドラインに記載（p.5）。

前回(第1回)検討委員会での主な意見等②

官民連携に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
7	もっと被害が甚大なときは、市役所では帰宅困難者対応はセカンドプライオリティーにならざるを得ないので、官民連携をどう深めるか議論しなければいけない。	官民連携の方策については、継続検討課題とする。
8	大規模災害時には民間に御協力いただくことが必要になるため、小規模災害時にも訓練のためにも民間に一時滞在施設の開設等を行っていただきたいと考えるが、整理が必要。	官民連携の方策については、継続検討課題とする。 ガイドラインの訓練に関する記載を充実。
9	備蓄をする場合は倉庫の整備や物資の入替が必要になるが、一時滞在施設になるような建物には店舗があるため、店舗にある商品を活用する仕組みのほうがうまく回るのではないか。	官民連携の方策については、継続検討課題とする。 一時滞在施設の開設以外に関する民間企業への協力についてガイドラインに追記。
10	各自治体と民間の一時滞在施設との協定は災害等を前提としているため、遠隔地において地震が発生した場合、民間の一時滞在施設の開設を要請するべきかが課題となる。また、被災していない地域は災害救助法の支援対象にならないと考えられるため、一時滞在施設を開設した場合の費用負担をどのようにすべきが課題となる。	一時滞在施設が避難所の概念に含まれ、災害救助法の支弁対象となることについてガイドラインに追記。 なお、その枠組みを超えた支援等については継続検討課題とする。
11	協定を結んでいないところでも帰宅困難者を受け入れている場合があるが、そういう情報を集めるのが難しい。	協定を締結していない施設も災害救助法の支弁の対象となることについてガイドラインに追記。
12	協定を結んでいない施設が帰宅困難者を受け入れてくれる場合、どのようなことをしてもらうか検討することが必要。	協定を締結していない施設も災害救助法の支弁の対象となることについてガイドラインに追記。また、必要な手続等について記載。

官民連携の方策については、継続検討課題として検討。

前回(第1回)検討委員会での主な意見等③

情報提供に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
13	鉄道が動いている区間の情報を共有することで、混乱の防止を図っていくことも必要。	主体間連携による一連の情報としての情報提供についてガイドラインに記載あり。引き続き実効性を高めていく。

災害の検証・教訓に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
14	どんな災害でも教訓や学ぶべきものはあるので、検証する体制を用意しておくことが重要。	帰宅困難者等対策については本委員会を通して、検証していく。
15	過去の災害はパターンが多いため、例えば「地震の規模」や「日本からの距離」、「避難指示が出ている自治体数」などについて箱ひげ図を並べると、災害対応をする人が理解しやすくなるのではないか。	分析・整理手法について引き続き検討する。

帰宅困難者等対策の前提等に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
16	「とどまる」という難の逃れ方があることを周知し、訓練などの準備を行うことで、とどまることに慣れることが必要。危機管理に当たっても「ここではないどこかに行く場合」と「とどまる場合」の2つを考えていくべき。	帰宅困難者等対策は難を逃れるために「とどまる」ことを引き続き重視。そのため、更なる周知に努める。
17	暑さ・寒さによっては、お年寄りや難病を抱えている人、乳幼児連れの人などを別の場所に移すことも想定されるため、2段階・3段階の移動を行えるように民間のバス会社・タクシー会社等との協定を結んでおくことも考えられるのではないか。	公助・共助には限界があることから、帰宅困難者等対策においては、3日間の帰宅抑制が必要にならざるを得ないことを引き続き周知。
18	一時滞在施設等における要配慮者への配慮に加え、避難者や帰宅困難者にも協力していただくようなメッセージを出すことも重要ではないか。	有事の際は、住民同士や帰宅困難者同士で協力することの有効性をガイドラインに記載。

前回(第1回)検討委員会での主な意見等④

津波対応や津波警報に関する意見

意見番号	意見概要	対応方針（案）
19	鉄道は自動車等とは異なり、運転再開に当たって線路や踏切などの設備の点検を行うことが必要となることから、避難指示が解除されても一定の時間が必要。このため、一部の手順を見直すことも考えられる。	手順の見直しについてガイドラインに追記。
20	津波を伴う地震では「帰宅困難モード」と「津波避難モード」が混在するため、その部分の切り分けができるていない。	帰宅抑制より津波避難を優先する旨ガイドラインに追記。
21	今回の事例において、津波注意報が出た地域において取られた対応や、避難指示が解除されたときのレアートへの入力状況について整理する必要があるのではないか。	カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震時の避難指示の発令状況等を分析。（資料2）
22	災害時の情報発信のあり方について、東日本大震災以降強めにメッセージを出してきたが、輪島では大津波警報が出て初期消火や消防の対応に影響が及んだことから、津波警報の細分化や、自治体と気象台のホットラインの構築などを考えておく必要があるのではないか。	「気象台による地域防災支援の主な取組」（気象庁提供資料）を紹介。（p.6）
23	過去の遠地地震は「災害が発生するまでの時間」が長いが、鎌倉の事例は「災害が発生している時間」が長いので、異なる分類になるのではないか。	遠地津波の特性について整理した上で、対応をガイドラインに追記。

帰宅困難者関係の用語の整理

用語名	定義 (内閣府・首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)
帰宅困難者	災害発生時に外出している者のうち、帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒步で帰宅する人）の総称をいう。
行き場のない 帰宅困難者	帰宅困難者のうち、勤務先や学校などの滞在場所がない人をいう。
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
一時待機場所	帰宅困難者が、一時滞在施設が開設されるまで一時的に待機する場所をいう。 (例：広場、公園などのオープンスペース)
災害時帰宅支援 ステーション	災害時に、徒步帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒步帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設をいう。

(参考) 気象台による地域防災支援の主な取組

気象庁提供資料

- 自治体や地域住民に防災気象情報を理解・活用いただくため、災害時・平時ともに様々な取組を推進。
- 各気象台に地域ごとの災害特性を踏まえた担当チーム「あなたの町の予報官」を編成し、自治体と緊密な連携関係を構築。
- 気象台による支援に加え、予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える気象防災アドバイザー※の自治体における活用も促進。
※所定の研修を修了した者や気象台OB/OG等の国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストであり、自治体に任用されて避難指示発令判断の支援などを実施。

災害時における取組

- 気象台、地方整備局が共同で記者会見を実施。気象の見立てや避難行動に関する注意点を事前にアナウンスし、危機感を共有。
- 気象、地震解説等のため積極的にJETT (気象庁防災対応支援チーム)を派遣。
- 気象台から市町村長への直接の電話連絡により避難指示の発令の判断を支援するホットラインを実施。



福岡管区気象台と九州地方整備局による合同記者会見（令和2年7月豪雨）



石川県庁へのJETT派遣
(令和6年能登半島地震)
災害対策本部員会議において、地震活動状況や気象の見通しを解説

平時における取組

- 気象台による首長訪問、「あなたの町の予報官」の編成等により、平時から市町村との“顔の見える関係”を構築。
- 防災気象情報に基づく避難指示発令の判断を疑似体験することができる、自治体向けの気象防災ワークショップを開催。
- 災害後に自治体と共同で「振り返り」を実施。キクルなど気象台の情報発表、避難指示など自治体の防災対応の双方を検証し、改善策を検討。



気象台による首長訪問



自治体向け気象防災ワークショップ

気象防災アドバイザーの活用

- 気象情報の読み解きに基づく避難指示発令の判断の支援。
- 地元の地形特性を踏まえ、避難対象区域や避難場所開設の判断を支援。



災害対策本部訓練における活動

- 避難指示の発令基準等が定められた地域防災計画等の見直しを推進。
- 自主防災組織や学校の防災訓練等における講演や訓練支援を実施。



市民を対象とした講演

災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会における検討（案）

第1回委員会資料
から一部修正

- 「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」に伴う一時滞在施設の開設事例や、大阪・関西万博における帰宅困難者の発生事例等を踏まえ、大規模自然災害以外の事象に起因して必要となる対策を含むよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を「災害発生時等における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」(仮称)に改称し、内容を充実。

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震

津波警報等の発表を受けて
一時滞在施設を開設した際の課題等

ガイドラインの改定方針(案)

一時滞在施設の運用改善

- 施設の外部からも確認しやすい形で一時滞在施設であることを表示
- 通常関係者以外の立入りを認めていない施設の場合のセキュリティー上の扱いを整理

津波警報等が解除されたときの対応の追加

- 公共交通機関の早期運転再開に向けた取組
 - 市町村による速やかな避難指示解除
 - 鉄道事業者による一部手順の見直し

注)避難指示解除後の鉄道事業者による設備確認等に一定の時間を要することに留意

遠地津波を想定したタイムラインの追加

- 遠地地震発生後、津波警報等の発表(津波到達2時間前)までの間における早期帰宅や出勤抑制の実施

一時的な滞在場所への対応や代替輸送の確保

施設に留まる来場者への情報発信や 一時的な滞在に備えた備蓄について

過去の遠地地震に伴う津波への
事前対応

(参考)大阪・関西万博

鉄道の運転休止を受けた
帰宅困難者の発生に対応した際の課題等

一時滞在施設の開設の柔軟な運用